

かしこい消費者になろう！

- ①いらないものは「いりません！」ときっぱり断る。
- ②相手を簡単に信用しない。不審な着信やメールは無視する。
- ③「絶対もうかる」、「格安」等のうまい話を安易に信用しない。
- ④その場ですぐに契約しない。家族や友人など信頼できる人にまず相談する。
- ⑤安易な借金や借金返済のための借入れは絶対にしない。



キャッシングやローン返済で困ったときは？

借金問題を解決し生活を立て直すためには、まずは相談です。
一人で悩まず無料の多重債務相談窓口へご連絡ください。



多重債務相談窓口はこちら

しまった！解約したい！と思ったら「クーリング・オフ」

「クーリング・オフ」は、**訪問販売など特定の取引の場合**に、一定期間内であれば「無条件で契約を解除できる制度」です。支払ったお金は、全額返金要求できます。商品の引き取り費用は、事業者負担です。

手続きは、契約書面を受け取った日を含めて8日以内（マルチ商法などは20日以内）に書面または電磁的記録で通知します。

- はがきの場合は両面コピーを取り、特定記録郵便か簡易書留等で送ります。
- 電子メールの場合は、送信したメールを保存します。
- ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームやSNS等の場合は画面のスクリーンショットを保存します。

クーリング・オフできる取引

取引内容	期間
訪問販売（アポイントメント商法等）	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
特定継続的役務提供（エステ、語学教室等）	8日間
業務提供誘引販売取引（内職商法等）	20日間
訪問購入（自宅等で業者が貴金属等を買い取る）	8日間

※通信販売は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターにご相談ください。

困った時は、お気軽にご相談ください

福井県消費生活センター	0776-22-1102	あわら市消費者センター	0776-73-8017
福井県嶺南消費生活センター	0770-52-7830	越前市消費者センター	0778-22-3773
福井県警察本部（警察安全相談）	#9110	坂井市消費者センター	0776-50-3029
福井弁護士会	0776-23-5255	永平寺町消費生活相談窓口	0776-61-3941
福井県司法書士会総合相談センター	0776-43-1669	池田町消費生活相談窓口	0778-44-8003
福井市消費者センター	0776-20-5588	南越前町消費生活相談窓口	0778-47-8000
敦賀市消費生活センター	0770-22-8115	越前町消費生活相談窓口	0778-34-8700
小浜市消費生活相談室	0770-53-1140	美浜町消費生活相談窓口	0770-32-6703
大野市消費生活センター	0779-66-1111	高浜町消費生活相談窓口	0770-72-7703
勝山市消費者センター	0779-88-8103	おおい町消費生活相談窓口	0770-77-4054
鯖江市消費生活センター	0778-53-2204	若狭町消費生活相談窓口	0770-45-9126

または、消費者ホットライン「188(いやや)」へ！

ちょっと待った！
その契約

18才で成人になると、保護者の同意がなくても、
自分の意思でさまざまな契約ができます。

おいしい話に気を付けて！

若者に多い消費者トラブル



困った時にはまず相談！消費者ホットライン188(いやや)へお電話を

(最寄りの消費生活センターにつながります)

福井県消費生活センター TEL 0776-22-1102

福井県嶺南消費生活センター TEL 0770-52-7830

受付時間

9:00 ~ 17:00

●土日も相談を受け付けています。
(祝日・年末年始は休館)

●県嶺南消費生活センターは、
日曜日は電話相談のみです。

ホームページ

福井県 消費生活



facebook

福井県 消費生活



LINE

福井県 消費生活



Instagram

福井県 消費生活



メールで相談の受付ができます！



あなたの身边にこんなトラブルが！

1

インターネット通販

～偽物が届いた！定期購入だった！～

90% OFFのネット広告を見て注文したら偽物だった

初回500円の化粧品を注文したら定期購入だった。
2回目からは1万円に！

広告や最終確認画面の内容をしっかり確認し、画面のスクリーンショットを保存しましょう。

- 通信販売はクーリング・オフできません。返品特約などをしっかり確認しましょう。
- 大幅に値引きされている場合は、偽物の可能性があります。
- 事業者の住所や電話番号の記載があるか、住所が実在しているか確認しましょう。
- 「初回」「お試し」は、定期購入の可能性があります。商品の購入回数、契約期間、支払総額、利用規約を確認しましょう。

2

副業サイト

～個人情報を伝えて借金までしたけど、本当にもうかるの！？～

SNSの広告を見て副業サイトに登録したら、「簡単な仕事で必ずもうかる」とのメッセージが届いた。有料のサポートプランの申込に200万円必要と言われ、消費者金融4社から借りて支払ったがもうからない。

サポートを受けながら仕事をしているのに、
全くもうからない…借金が返せない…

【簡単】【必ず】もうかる話はありません。

- 仕事を始める前にお金を請求されても、絶対に借金してはいけません。もうかるどころか借金の返済だけが残ります。
- 個人情報のほか、免許証を持った自撮りの送付、知らないアプリでのやり取りを促されたら要注意です。闇バイトへの誘導かもしれません。
- インターネット上では、さまざまな副業・アルバイトに関する情報が記載されています。始める前に、家族など周りの人人に相談しましょう。

4

サブスク解約

～無料サービス期間が終わってた！～

「〇日間無料トライアル」の動画配信サービスの広告を見てサブスクを申し込みだが、いつの間にか有料サービスに移行し利用料金の引き落としが続いている。

業者に解約の電話をするけど、つながらない！



広告や最終確認画面の内容をしっかり確認し、画面のスクリーンショットを保存しましょう。

- サブスクリプション（サブスク）とは、定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用できる制度です。
- 無料トライアルがあっても、期間内に事業者の定める方法で解約をしないと、多くの場合、自動的に定額サービスに移行し支払いが続きます。申し込む前に最終確認画面等で、有料プランへの移行時期や価格、解約方法などをよく確認しましょう。
- 利用していないサブスクの契約がないか、キャリア決済やクレジットカードの明細は毎月確認しましょう。
- 解約時に必要となるIDやパスワード等登録情報は保存しておきましょう。

5

お試しエステ

～通い放題のはずが、予約が取れない！～

SNSの広告を見て店舗に行き、お試し脱毛後に、「全身脱毛1年間通い放題が今なら50%オフ、無期限アフター保証付き」と勧められ40万円の契約をしてしまった。

予約が取れないので解約を伝えたら、
高額な解約料を請求された！
納得できない！



長期・高額な契約は慎重に！その場の雰囲気に流されず、本当に必要な契約か冷静に考えましょう！

- 「お試し施術」「月額〇〇〇円」など低価格の広告は、高額な契約の誘導の可能性があります。
- 「割引は今日だけ」などと契約を急かされるケースもあるので注意しましょう。
- 長期契約は、「肌に合わない」「状況が変わって通えない」「お店が倒産した」などの可能性があります。都度払いができる店やコースも探しめてみましょう。

3

マルチ商法

～「人に勧めると…」で高額契約！～

友人に食事に誘われ、そこで紹介された男性に「100万円分の健康食品を購入して人に勧めるだけでマージンが入る」と言われた。「お金がない」と断ったら消費者金融で借りさせられ100万円を手渡した。マッチングアプリで知り合った人を勧誘するよう指示されている。

こんな契約をさせられるのなら出かけなかったのに…



食事やイベントに誘われた先で、「もうけ話」になったら注意しましょう！

- 職場の先輩や友人、どんなに親しい人から勧誘されても、きっぱり断り、もうけ話には関わらないようにしましょう。
- 「お金がない」という断り方をすると、消費者金融での借金やクレジットカードの作成を勧められる場合があります。絶対に借金したりせず、「契約しない」とはっきり断りましょう。
- 自分が勧誘者になると相手をトラブルに巻き込んだり、人間関係のトラブルになることがありますので、注意しましょう。

6

賃貸住宅契約

～退去時に高額請求～

4年間住んだアパートを退去したら、クロスの張替えやクリーニング代など高額な請求をされた。

汚した覚えがないのに、
払わないといけないの？



トラブルを回避するために

- 契約書類の記載内容（禁止事項、修繕に関する事項、退去時の費用負担に関する事項、特約）について必ず確認しましょう。
- 室内の汚れや損傷状況について管理会社もしくは、仲介業者立ち会いのもと確認し、汚れや損傷に関係なく、部屋の各所を写真に撮り保存しておきましょう。
- 管理会社もしくは、仲介業者立ち会いのもと部屋の状況確認を行い、借主の責任となる損耗があるかを確認しましょう。
- 精算書を提示されたら内容をよく確認して、納得できない場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改定版）」を参考に貸主側に説明を求め、話し合いましょう。
- 話し合いで合意が難しい場合は、裁判所の調停制度や少額訴訟制度を利用する方法もあります。